

**「菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価準備書」に関する
熊本県知事意見**

「菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全般的事項]

- (1) 工事中及び供用後において、著しい環境影響が認められた場合の対応方針をあらかじめ検討し、その内容を評価書に記述する必要がある。

[施設計画]

貯留構造物・法面

- (1) 土砂仮置き場及び覆土材置場の法面において、土砂の流失や崩壊がないよう安全性の検討を行う必要がある。
- (2) 南側の法面は盛土構造であるので、盛土の土質の種類を明示すると共に滑り安定計算で安定解析を行う必要がある。
- (3) 法面の緑化については、用いる種子の種類を示すなど植栽計画について明らかにする必要がある。
- (4) 貯留構造物の設計における耐震に対する考え方を示す必要がある。

しゃ水・排水処理

- (1) 万一、しゃ水工から漏水した場合の環境保全措置について、さらに具体的に明記する必要がある。
- (2) しゃ水シートの数値的性能をより明確にするために、JIS規格等により試験されたその結果について、他の材料との比較表を記載する必要がある。
- (3) 逆浸透(RO)膜の性能維持に定時的な通水が必要とされるため、この点についての検討が必要であるとともに、処理原水にケイ酸成分があると目詰まりが起ると予想されるため、浸出水の水質についても検討する必要がある。

閉鎖後の利用及び管理計画

- (1) 事業実施区域の残土を置く西側の台地や東側の竹林などを含めた、敷地全体の今後の利用計画について明らかにする必要がある。
- (2) 最終処分場の安定化が確認された後、浸出水や地盤沈下等の異常が起こった場合の環境保全措置についても検討が必要である。

[水環境]

水象・水質

- (1) 山間部の竜門ダム観測所と平地部の菊池地域気象観測所では、降水量データに平均約30%の差がある。事業実施区域は、竜門ダム観測所に近い山間部にあるので、降水量データについては竜門ダム観測所のものを用いるか検討する必要がある。
- (2) 上水道や簡易水道並びに飲用井戸等への影響について、現況を把握するとともに、予測、評価する必要がある。

地下水

- (1) 事業実施区域の地質は、花崗岩や火砕流堆積物である。地下水の流向は地形だけでは特定が難しいため、地下水の流向の判断は地質まで考慮する必要がある。
- (2) 地下水位については、平常時の降水量だけでなく、異常降雨時の降水量についても考慮した上で、予測評価する必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

地形及び地質

- (1) 事業実施区域内の環境保全を図るためには、植生の回復が極めて重要であり、法面や埋立地周辺の地表面に肥よくな表層土を利用することが、植物の生育促進と生態系の回復にとって適切なことから、事業の実施にあたっては表土の取り扱いに十分留意する必要がある。

地盤沈下

- (1) 廃棄物を埋め立てる貯留構造物の設置場所が盛土部に当たることから、構造物の自重と廃棄物の堆積による重圧によって、地盤沈下が起こることも予想されるため、埋立終了後も沈下の状況について継続的に監視する必要がある。

[防災]

- (1) 事業実施区域での樹木の伐採や切土、盛土については、自然災害の誘因となるおそれもあるため、崩壊土砂による山地災害が発生しないよう十分留意する必要がある。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 昆虫類の調査データについては、確認種のみを記載するにとどまらず、例えば他地域と当該地域を比較するなど、当該地域の特性を明らかにすべきか検討する必要がある。

- (2) 陸上動物への影響を低減するための環境保全措置は、具体的な計画、方法、管理のあり方まで記載するべきである。特に、資材や廃棄物の運搬車両などによる、哺乳類の事故死を避けるための措置まで検討する必要がある。また、実施した環境保全措置に対するモニタリングに関しても、具体的な方法まで記載すべきである。

- (3) 事業実施区域周辺に生息していると思われるニホンザルについても、現地調査の結果を記述する必要がある。

生態系

- (1) 注目種とは、その地域の生態系の構造と機能をわかりやすく理解できる種であり、多様な種が存在することによって機能が生じるという「しくみ」を認識して影響を判断することが重要である。よって、上位種にハイタカなどを入れ、抽出した理由に記載された種の「機能」についても記述すべきか検討する必要がある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観と跡地利用

- (1) 事業実施区域周辺の景観特性について、詳しく記述する必要がある。

- (2) 事業実施区域が、山菜採り、自然観察なども含め、触れ合い活動の場とどのような関係にあるのか記述する必要がある。

- (3) 最終処分場の可視・不可視については、写真を添付して、明示する必要がある。また、雑木や竹林の消滅などの最終処分場周辺の改変によって、生活圏からも可視とならないか確認しておくことが必要である。

[その他]

- (1) 評価書の作成にあたっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、的確な記述に努めること。また、引用したデータや参考文献等については、正確に記述し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。
- (2) 評価書全体の記述に関しては、文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めるとともに、重要な項目の説明については、関係する各項目で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。